

別府市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改訂版(概要)

令和3年3月
別府市

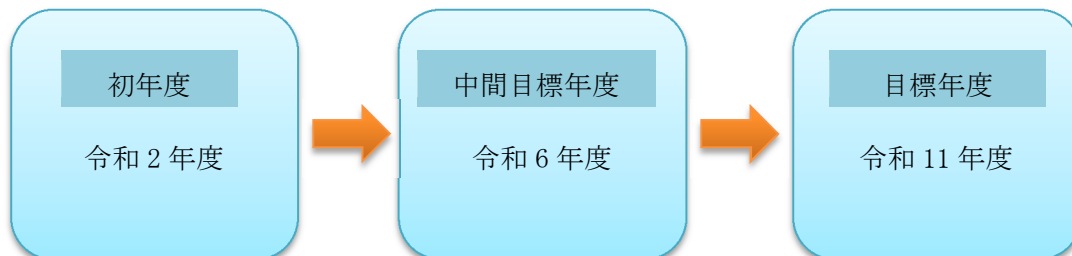
1 計画改訂の趣旨・目的

本市では、平成 27 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき「別府市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、設定した目標値に向け、ごみの適正処理及び減量化並びに資源循環型社会の構築を促進してきましたが、中間目標年度である令和元年度実績値において、目標値達成には至りませんでした。

現計画策定から 5 年が経過する間、本市では、上位計画である「別府市総合計画」と「別府市総合戦略」を一体的に策定し、ごみの発生抑制、排出抑制、資源化及び適正処理の推進といった施策の方向性を示すとともに、基礎資料とした「改訂版別府市人口ビジョン」において、2060 年に 92,434 人の人口を確保するという将来展望を掲げました。この度の計画改訂では、これらと整合性を図った新たな目標値を設定し、更なるごみの減量化、及び資源循環型社会形成を目指します。

2 計画の目標年度

本計画の期間は、令和 2 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とする 10 年計画です。また、令和 6 年度を中間目標年度と定め、計画の進捗状況等により見直しを行うものとしします。



3 計画の対象区域

本計画の対象区域については、別府市内全域を対象とします。

4 計画の基本理念

環境への負荷が少ない美しいまちを目指すため
共に考え協働して資源循環型社会の構築を進めます

5 計画の基本方針

(1) 発生抑制と再使用によるごみの減量化の推進

ごみを減量化するためには、ごみになる可能性があるものを家に持ち込まないこと（リフューズ）や発生させないこと（リデュース）が重要であり、細やかな啓発等を強化して意識の浸透を図っていきます。

また、不要になった物を安易にごみとして廃棄するのではなく、必要な方に再使用（リユース）してもらうことや、修理（リペア）して使用することの大切さについても周知します。

(2) ごみの分別排出の徹底による資源化の推進

家庭から排出されるごみの中には、資源化できるものが混入しており、市民の啓発と指導を図りながら、資源物量の増加と再資源化を目指します。

(3) ごみの円滑で適正な収集・運搬・処理・処分の促進

ごみの収集・運搬・処理・処分までを適正に行うため、課題等を抽出し改善する方策の実行を促進します。

(4) きれいなまちづくりを目的とした活動の推進

きれいなまちづくりを目指し、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止する活動を推進します。

(5) ごみとリサイクルに関する環境教育の拡充

幼少期からの環境教育を拡充し、環境意識を持った人材の育成を図っていきます。

(6) その他のごみに関する取組の促進

ごみに関する様々な取組を模索しながら、新たな施策等の検討を図っていきます。

6 計画の目標値

ごみの排出量及び資源化率の目標値を下表に示します。

計画期間における目標値

区分	実績値 【令和元年度】	初年度 【令和2年度】	中間目標年度 【令和6年度】	目標年度 【令和11年度】
ごみの総排出量	51,389 t/年	52,313 t/年	50,083 t/年	47,341 t/年
1人1日当たり のごみ排出量	1,212 g/人・日	1,208g/人・日	1,184g/人・日	1,161g/人・日
資源化率 (セメント化量を除 いた資源化率)	16.98% (6.71%)	18.28% (6.97%)	19.83% (8.03%)	18.28% (9.44%)

- ごみの総排出量の目標値については、資源物量を加算した値を用いて算出した数値です。
- 資源化率については、藤ヶ谷清掃センターの焼却灰のセメント化量を加えて算出しています。
- 目標年度の資源化率が減少している理由は、セメント化量の計画数値が不確定であり、推算値を用いて導いたためです。
- 資源化率の括弧内数値は、セメント化量を除いて算出した資源化率となっています。

(1) ごみの総排出量

令和元年度実績の 51,389 トンを目標年度の令和 11 年度までに、**4,048 トン**減量することを目標とします。(減量率 7.9%)

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

令和元年度実績の 1,212 グラムを、目標年度の令和 11 年度までに、**1,161 グラム**に引き下げることを目標とします。(減量率 4.2%)

(3) 資源化率

令和元年度実績の 16.98 パーセントを、目標年度の令和 11 年度までに、**18.28 パーセント**に引き上げることを目標とします。

7 施策等

計画内の目標数値達成に向け、基本方針に基づき取り組む施策を以下に示します。

(1) 発生抑制と再使用によるごみの減量化の推進

① 発生抑制の意識啓発の施策

- マイバッグ運動の継続
- 学習会と講座等の充実
- ごみ懇談会の開催継続
- 生ごみの水切り排出の浸透
- 事業者への情報発信と啓発
- 食品ロス削減への取組

② 再使用の促進の施策

- 不用品再使用推進事業の拡充
- リサイクル品抽選会の継続
- リユースマーケットの開催
- もったいないねット
- R e b o x
- ポーセリアンマーケットの開催

(2) ごみの分別排出の徹底による資源化の推進

① 分別排出の徹底による資源化への施策

- 缶・びん・ペットボトルの回収促進に向けた分別排出の指導強化
- 古紙・古布の回収促進に向けた分別排出の指導強化
- 廃食用油、紙パック、ボトルキャップ回収事業の広報と推進
- 有価物回収奨励金事業の継続
- 3 R サポーターの活用

(3)ごみの円滑で適正な収集・運搬・処理・処分の推進

①業者等への施策

- 市の家庭系ごみ収集運搬委託業者に対する研修と指導
- 一般廃棄物収集運搬業者に対する指導の強化
- 無許可業者への指導の強化
- 越境ごみへの対策の強化

②ごみの円滑な収集の施策

- ごみの分別区分と品目の見直し
- 収集方式及び収集品目等の見直し
- ごみの排出困難者に配慮した収集
- 有料指定ごみ袋制度の継続

③適正な処理と処分の施策

- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 小型家電リサイクル法
- その他のリサイクル法
- 不法投棄防止の強化
- 廃棄物焼却の禁止
- 処理困難物の処理と処理ルートの確立

(4)きれいなまちづくりを目的とした活動の推進

①協働による施策

- ボランティア清掃の推進
- 全市一斉清掃
- 海岸海浜清掃

(5)ごみとリサイクルに関する環境教育の拡充

①環境教育の施策

- ごみに関する教育冊子の配布
- ごみの処理に関する社会見学の促進
- 環境紙芝居の継続開催

(6)その他のごみに関する取組の促進

①連携に関する施策

- 別杵速見地域広域市町村圏事務組合との連携の強化
- 近隣自治体との情報交換等の連携の強化
- 県との連携の強化
- 市民及び事業者との連携

②その他の取組

- 発生した災害廃棄物の円滑な処理
- 温室効果ガス対策への取組
- 環境省一般廃棄物会計基準の検討
- 別府市リサイクル情報センターの活性化



別府市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
改訂版【概要】

発行年月日 令和3年3月

別府市生活環境部環境課

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

TEL 0977-21-1134（直通）